



**第48期('10年1月期) 第3四半期決算短信(非連結)
補足説明資料**



2009年12月4日

株式会社アルトナー

I 第48期('10年1月期) 第3四半期決算概要

I 第48期('10年1月期) 第3四半期決算概要 業績ハイライト

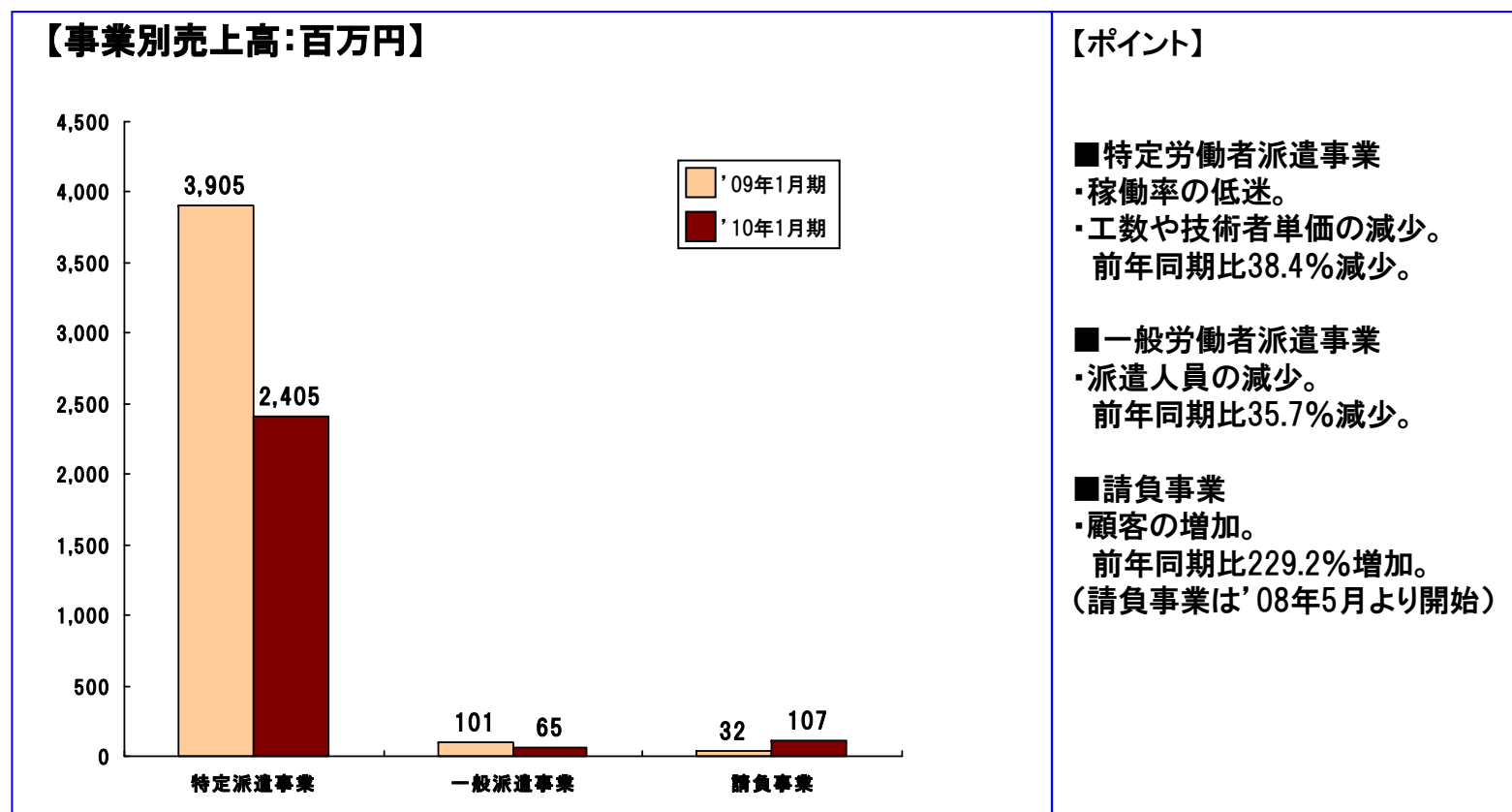


	'09年1月期 第3四半期(累計)		'10年1月期 第3四半期(累計)			【ポイント】
	実績	百分比 (%)	実績	百分比 (%)	前年比 (%)	
売上高(百万円)	4,040	100.0	2,578	100.0	▲ 36.2	■売上高 ・復帰者増加に伴う稼働率の低下。 ・顧客からの労働時間抑制要請に伴う工数の減少。 ・値下げ要請に伴う技術者単価の減少。 上記により前年同期比36.2%減少。
営業利益(百万円)	303	7.7	▲ 513	▲ 19.8	—	■営業利益/経常利益 ・全般的な固定費の削減を実施するが、売上の減少分をカバーできず営業損失が発生。 ・営業外収益に、雇用調整助成金を計上するが経常損失が発生。
経常利益(百万円)	306	7.8	▲ 378	▲ 14.6	—	
純利益 (百万円)	175	4.6	▲ 339	▲ 13.1	—	■純利益 ・賞与支給の凍結に伴い、前事業年度に計上した賞与引当金の戻入を特別利益に計上するが、繰延税金資産の取崩し等があり、純損失が発生。

※前年同期実績及び前年同期比増減率は参考として記載しております。

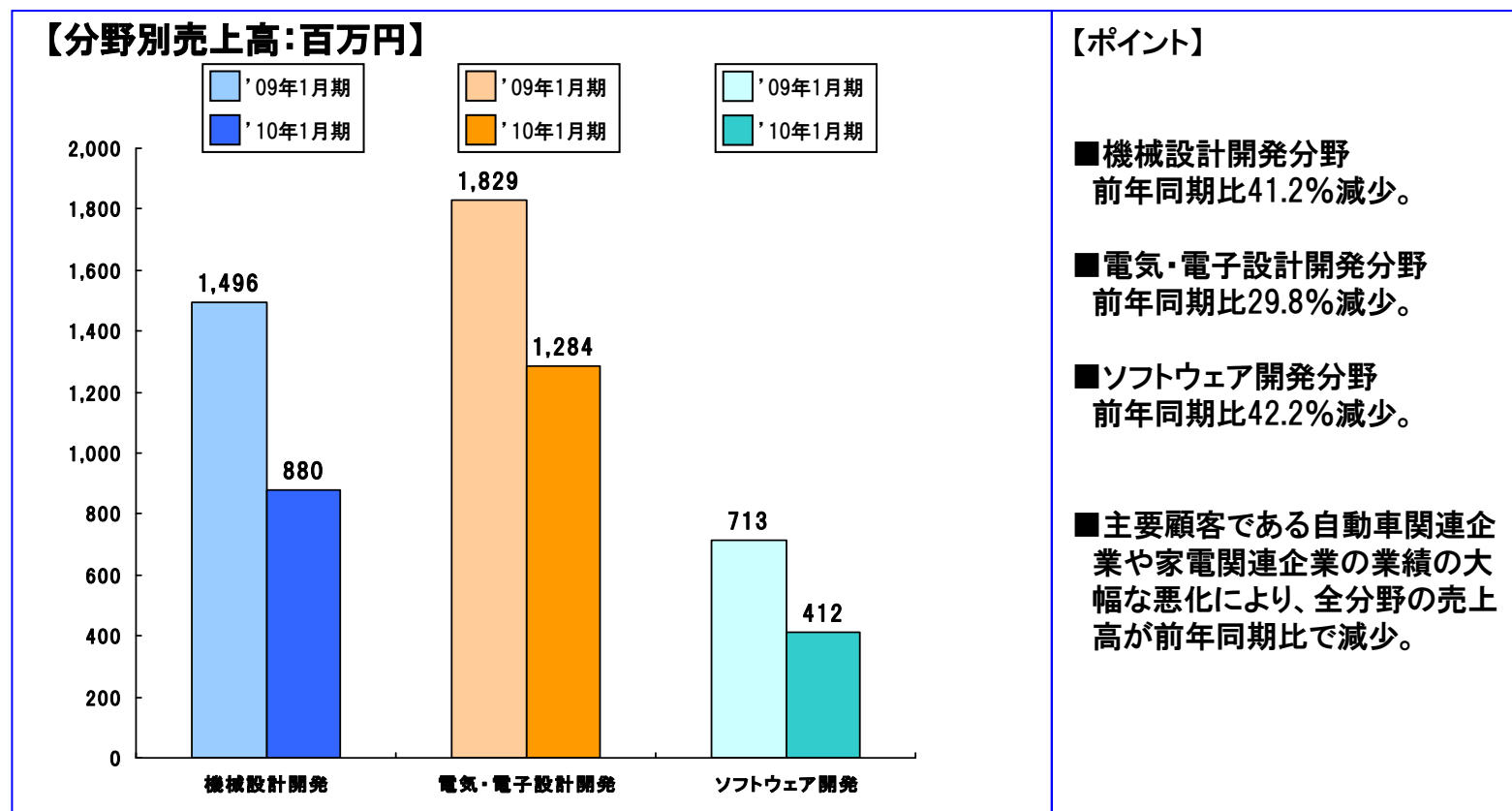
I 第48期('10年1月期) 第3四半期決算概要

事業別売上高 <前年同期比>



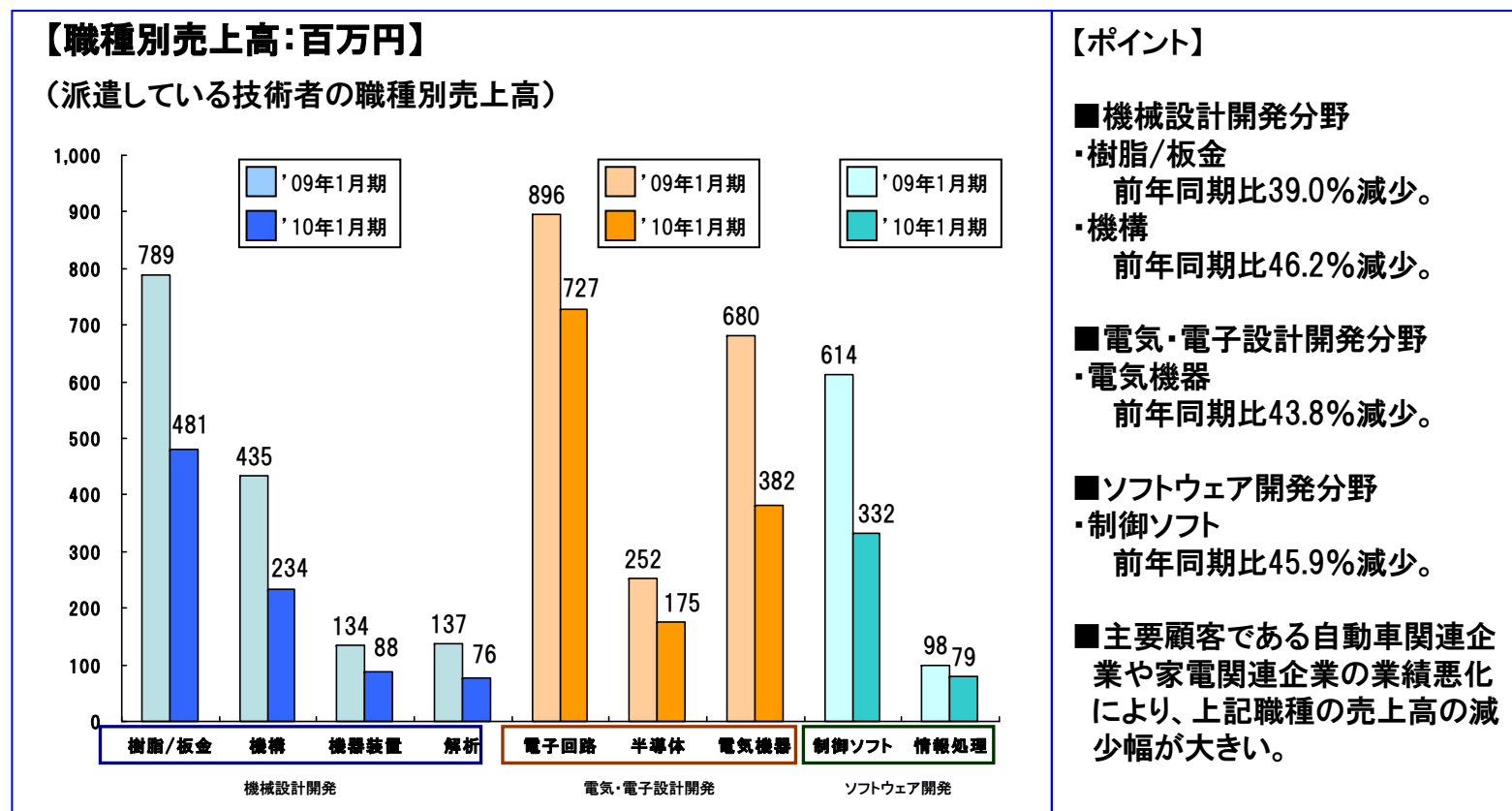
I 第48期('10年1月期) 第3四半期決算概要

セグメント別①(分野別売上高) <前年同期比>



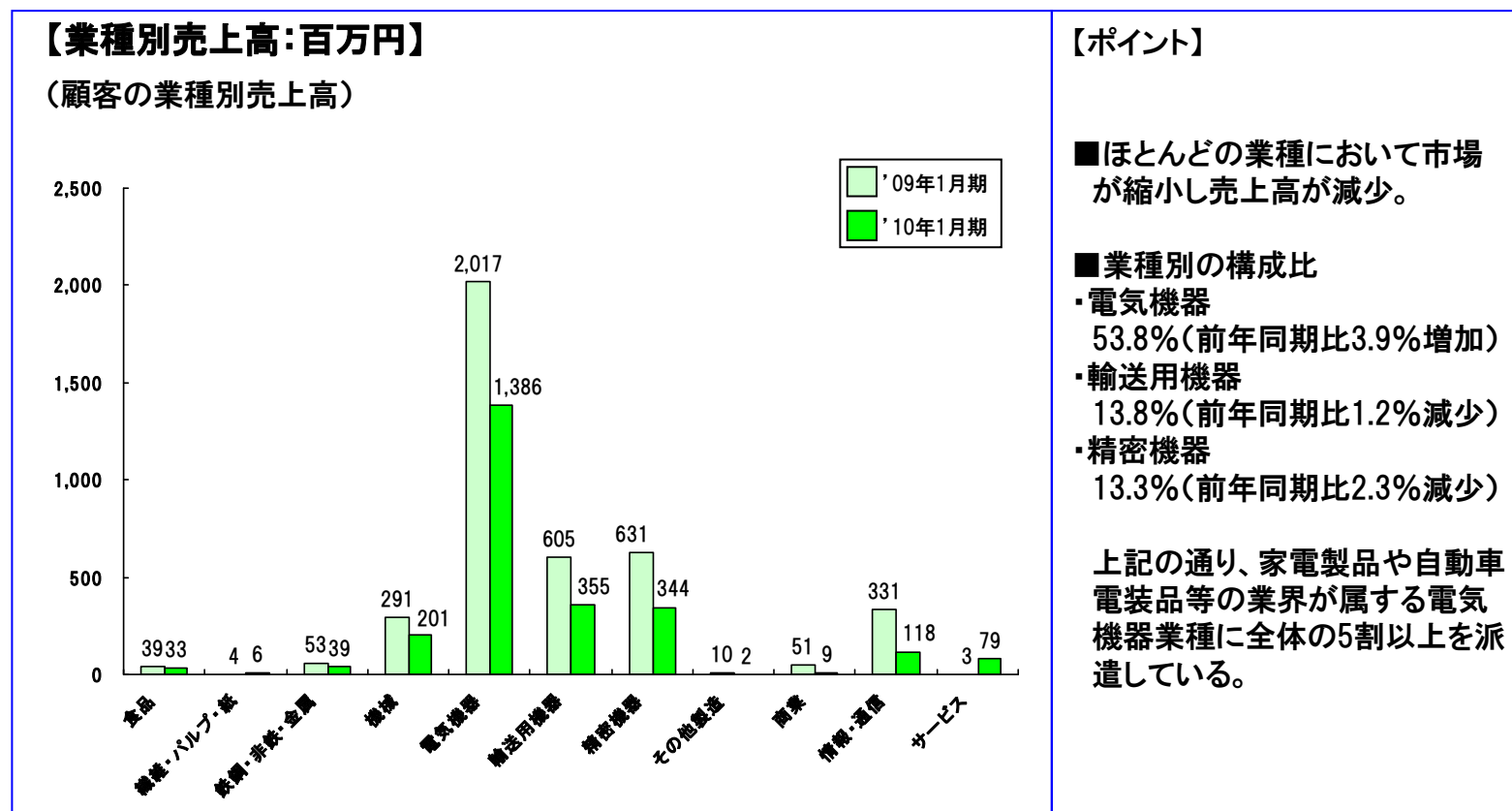
I 第48期('10年1月期) 第3四半期決算概要

セグメント別②(職種別売上高) <前年同期比>



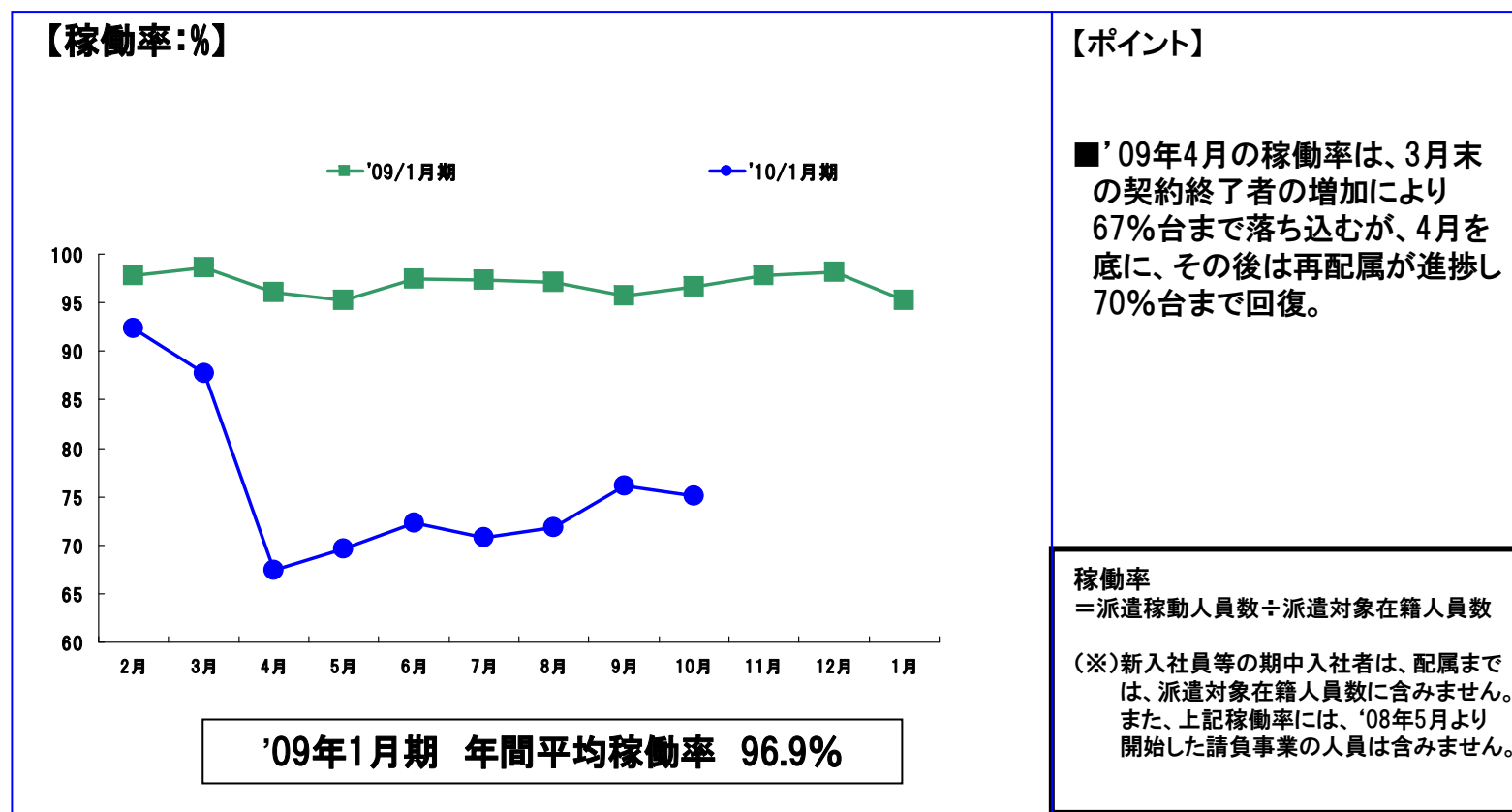
I 第48期('10年1月期) 第3四半期決算概要

セグメント別③(業種別売上高) <前年同期比>



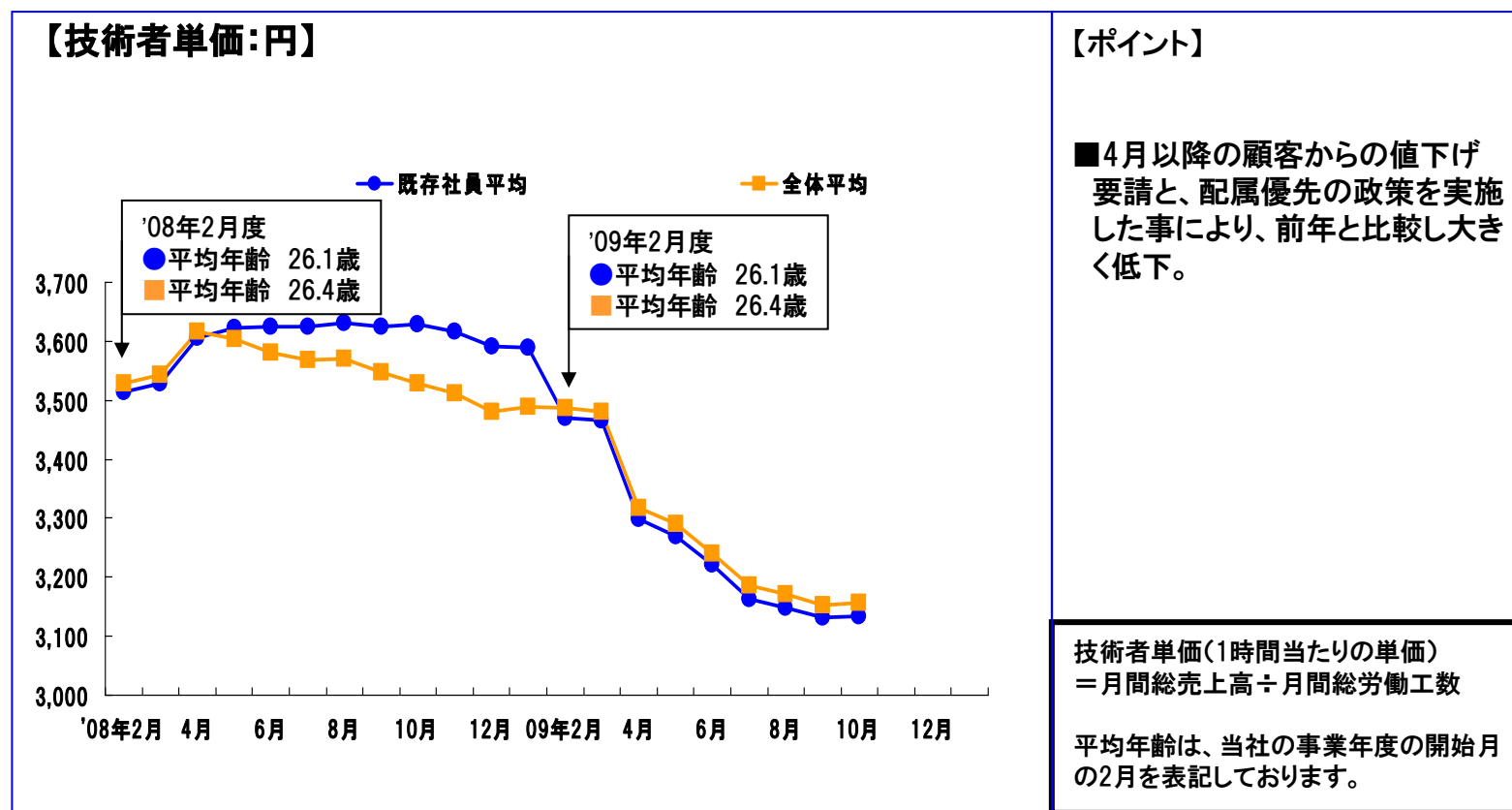
I 第48期('10年1月期) 第3四半期決算概要

稼働率



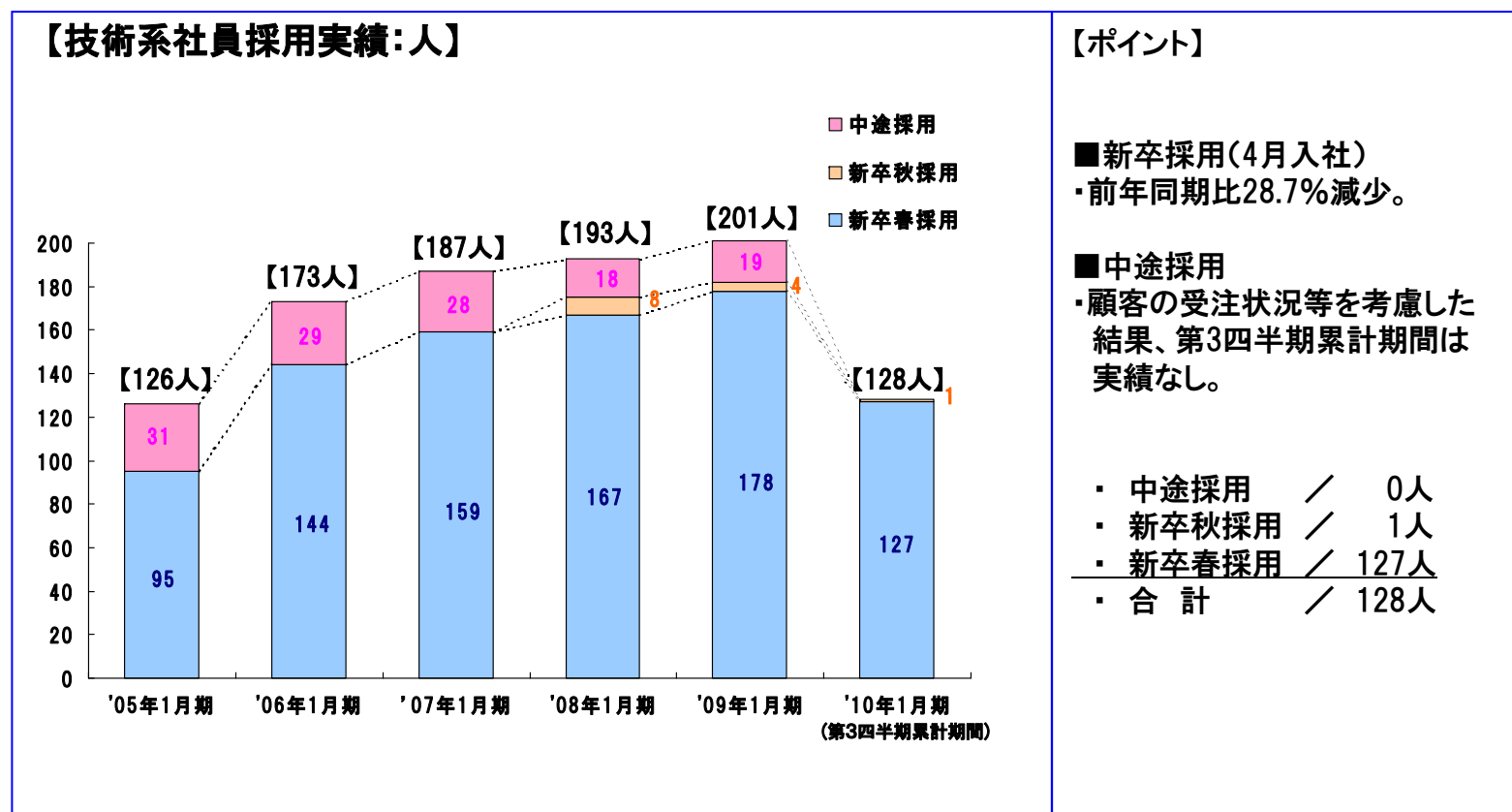
I 第48期('10年1月期) 第3四半期決算概要

技術者単価及び平均年齢



I 第48期('10年1月期) 第3四半期決算概要

技術系社員採用実績



Ⅱ 今後の取り組み

Ⅱ 今後の取り組み 第48期('10年1月期)業績予想



	'10年1月期 通期予想(9月4日開示)			'10年1月期 第3四半期(累計)			【ポイント】
	予想	百分比 (%)	前年比 (%)	実績	百分比 (%)	進捗率 (%)	
売上高 (百万円)	3,375	100.0	▲ 36.2	2,578	100.0	76.4	<p>■売上高は、通期予想に対して、76.4%の進捗率で推移。</p> <p>■通期の1株当たり配当金は、0円で予想。</p>
営業利益 (百万円)	▲ 680	▲ 20.2	—	▲ 513	▲ 19.8	—	
経常利益 (百万円)	▲ 503	▲ 14.9	—	▲ 378	▲ 14.6	—	
当期純利益 (百万円)	▲ 464	▲ 13.8	—	▲ 339	▲ 13.1	—	
1株当たり 当期純利益 (円)	▲527.23	—	—	▲ 358.14	—	—	
1株当たり 配当金 (円)	0.00	—	—	—	—	—	

Ⅱ 今後の取り組み 第48期('10年1月期) 対応策



■各部門における対応策

採用部門

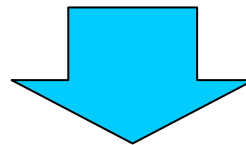
今期の採用は質・量ともに充実した人材の確保ができる見通しとなりました。
今後は市場の動向を見つつ更なる技術者の確保を図ってまいります。

教育部門

雇用調整助成金を活用し、社員の雇用を守りながら、再度市場が求めている
技術ニーズを総点検する事で、当社の人材育成システムであります「T字型
スペシャリスト教育システム」に反映し、技術者の技術力と人間力のアップを
図ってまいります。

営業部門

組織並びに提案体制を見直し、マーケットリサーチを強化する事で、細かな
顧客ニーズも取りこぼす事が無いようにし、成約に結び付けてまいります。
また、顧客ニーズの多様化に柔軟に対応するため、請負提案を積極化し、
安定的に顧客を増加させる事で、請負事業の更なる強化を図ってまいります。



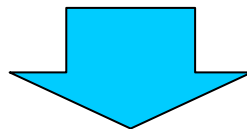
早期黒字化を目指してまいります。

Ⅱ 今後の取り組み (参考)政権交代に伴う労働者派遣法の行方



■想定される労働者派遣法の見直し内容に関して

- 製造現場への派遣を禁止する
- 専門業務以外の派遣労働者は常用雇用とする
- 短期派遣(日雇い派遣やスポット派遣)を禁止する 等



当社は、設計開発に特化した常用雇用型の特定労働者派遣事業を営んでおり、**製造現場への派遣や短期派遣は行っていないため**、政権交代に伴い、上記内容の法案が改正されたとしても、当社に与える直接的影響はありません。

■スケジュール(予定)に関して

- 労働政策審議会(厚生労働相の諮問機関)において、年内に結論をまとめ。
- 来年2010年1月開催予定の通常国会に法案提出

- 本資料は、当社をご理解いただくための情報提供を目的としたものであり、当社が発行する有価証券への投資を勧誘する目的としたものではありません。
- 本資料は、正確性を期すために慎重に作成しておりますが、完全性を保障するものではありません。本資料中の予測や情報によって生じた障害や損害については、当社は一切責任を負いません。
- 本資料に記載された意見や予測等の情報は、本資料作成時点の当社の判断によるものであり、潜在的风险や不確実性が含まれております。そのため、事業環境の変化等の様々な要因により、実際の業績及び記載されている将来見通しとは乖離が生じる事がありますのでご承知ください。

本資料に関するお問い合わせ先

株式会社 アルトナー
経営戦略本部 IRグループ

TEL : 03-5472-7001

FAX : 03-3436-0806

E-mail : ir@artner.co.jp